

「新たな漁業・水産業に関する制度・システム的具体像を示せ

～漁業・水産業の成長と活力を取り戻すために～」シンポジウム

開催日時 令和元年7月9日 13時30分～16時30分

開催場所 経団連会館 国際会議場

開会（主催者挨拶）

一般社団法人日本経済調査協議会 専務理事 木曾琢真

皆様こんにちは。1時半になりましたので始めさせていただきます。私は日経調の木曾と申します。本日はご多用のところ、第160回日経調セミナー シンポジウム「新たな漁業・水産業に関する制度・システム的具体像を示せ」にご参加いただき、誠にありがとうございます。このセミナーは、およそ2年前の2017年9月に、元農林水産事務次官の高木様を委員長に、そして元農水省水産庁の小松様を主査に迎えて発足した第2次水産業改革委員会の最終報告書が本年5月に発刊されたことを受けて開催させてもらうものです。ちなみにこの報告書は、この委員会で高木委員長、小松主査をはじめとして顧問2名、委員15名、専門委員4名、さらに外部講師15名の方々にご参加いただき、積み重ねていただいた議論の成果を取りまとめたものです。

ご高承のとおり昨年12月に改正漁業法が成立しましたが、日本の漁業・水産業の成長と活力を取り戻すための根本的な内容からは程遠いというのが、この委員会での結論でした。そして最終報告書では、どうすればよいのかということで、あるべき姿とそこへ到達するための具体的かつ詳細な工程表を示しました。詳細は既に刷り上がっている報告書をお読みいただければと存じます。

ちなみにこの委員会では、昨年7月、ちょうど1年前中間提言を発表しましたが、その時点で既に水産政策に対する影響力の大きさが評価されて、2018年度水産ジャーナリスト賞を受賞しております。

さて、本日のプログラムですが、お手元にお配りしているように、前半には2本の基調講演をお願いしております。最初はアイスランドの漁業管理コンサルタント会社社長のHjartarson様に「アイスランド水産政策（ITQ）と水産業の課題」ということで1時間お話をさせていただきます。その後、2つ目の基調講演として、当協議会の第2次水産業改革委員会の委員長をお務めいただいた高木委員長・元農林水産事務次官より、委員会の最終報告書の骨子をお話させていただきます。そして、恐らく2時45分から15分ぐらいになると思いますが、皆様には休憩をお取りいただいた後、パネルディスカッションを開催いたします。基調講演者のお一人であるHjartarson様に加えまして、水産庁からは藤田栽培養殖課

長、そして網代漁業の泉澤社長、ジャーナリストの松崎様、イオンの三宅執行役の皆様が参加されて、委員会の主査をお務めいただいた水産庁 OB の小松様の進行の下で活発なご議論を進めていただくようお願いをしております。

さて、日経調は 1962 年に財界の 4 団体、経団連、同友会、日商、日本貿易会のご支援により財界のシンクタンクとして設立されました。そして、これまでに 267 冊の報告書を世に問うてきました。会員の皆様には長年のご支援誠にありがとうございます。また、この機会に新たに会員になってみたいという方がおられれば、当協議会のスタッフにお声掛けいただければと存じます。

最後に、お手元の同時通訳レシーバーですが、既にお使いになっていると思いますが、チャンネル 1 が日本語、チャンネル 2 が英語となっております。なお、お帰りの際はくれぐれもお持ち帰りにならないように、レシーバーを事務局にお返しいただきたくお願いいたします。

それでは、プログラムに入らせていただきます。最初の基調講演では、漁業・水産業の先進国としてのアイスランドから、本日のためにわざわざ日本に駆け付けてくださった Hjartarson 様に、アイスランドでのご経験を語っていただきます。引き続きまして基調講演の 2 番目として、当協議会の第 2 次水産業改革委員会の委員長をお務めいただいた高木様に、最終報告書の骨子をお話しいたします。高木様は、先ほども申し上げましたが、元農林水産事務次官であり、現在は NPO 法人日本プロ農業総合支援機構の理事長でいらっしゃいます。それでは、よろしくお願ひします。



基調講演 1 『アイスランド水産政策 (ITQ) と水産業の課題』

漁業管理コンサルタント会社社長・前アイスランド漁船協会主席エコノミスト

Sveinn Hjörtur Hjartarson 氏

皆様、きょう皆様と同席できることを大変うれしく思い、また光栄に存じます。ご招待いただいたことに対して深く御礼申し上げます。私が日本に参ったのは初めてのことであり、非常に良い思いをさせていただいています。大変おいしい日本食、水産物、おすしを味わわせていただき、大変良い方たくさんにお目にかかっています。

私のプレゼンの中では、アイスランドの漁業管理制度の発展について話をしたいと思います。その歴史、現状、そして近い将来どういうことが期待できるかについて話したいと思います。

まず手短かにアイスランドについて情報を申し上げたいと思います。アイスランドは、北大西洋の真ん中、大西洋の中央海嶺にあり、ここはアメリカプレート、そしてユーラシアプレートが接触する部分です。島の下には非常に大きなマントルプルームがあり、ここは最も世界で火山が多い地域となっており、30の活火山があります。平均的には4年に1回火山の噴火があります。アイスランドは10万3,000平方キロメートルであり、最後の氷河期のときに氷床の下に島の大部分が形成されて、凝灰岩の山、溶岩源、そして土砂、氷河があります。200カイリの排他的経済水域があり、77万6,000平方キロメートルとなっています。漁業会社が主に事業をしている沿岸地域に人々は住んでおり、人口の3分の2が首都圏地域のレイキャビクの南西岸に住んでおり、アイスランドの人口はトータルで36万人です(資料 P1)。

非常に肥沃な漁場が周辺にあり、そこはメキシコ湾に起源を持つ海流が非常に温かく、栄養豊富です。漁業はアイスランドの重要な所得源となっています。主要な底魚の魚種は、タラ、ハドック、メヌケ、サイス、そしてグリーンランド・ハリバットとなっています。日本で最も知られているのがグリーンランド・ハリバットでしょう。主要な遠海魚としてはサバ、ニシン、シシャモ、ブルー・ホワイティングなどです。シシャモは一時期我々にとって対日輸出において非常に重要な魚種でした。毎年150万トンほど漁獲量があります。変動はありますが、平均的にはそのくらいになっています。特に遠洋漁業においては変動があります(資料 P2)。

資料 P3、4 が魚種です。

資料 P5 が主要な魚種の陸揚げ高で、2005年と2017年のものです。陸揚げ高というのは、陸揚げされた漁獲高であり、クローネルで1兆990ドルぐらいになっています。最も重要な魚種がタラで、487億ドルの価値となっています。それからメヌケであり、これも対日輸出が長年続いています。またハドック、サバ、シシャモ等となっています。

漁業は20世紀の主要な輸出産業であり、50年目ぐらいには輸出の95%が漁業由来のも

のであり、20 世紀末でも 60%を超えていました。そういう意味でアイスランドは漁業国と言うことができます。ここ 20 年ほどこれが変わってきており、工業製品がそのシェアを増やしています。アルミニウムであるとかケイ素鉄、フェロシリコン、あるいは漁業向けの工業製品などが増えてきました。サービス部門も拡大しており、特に観光業においてそれが見られます。年間の輸出額、海産物について 2018 年は 20 億米ドルであり、トータルのアイスランドの労働人口の 4.5% が直接漁業部門に従事しており、8,100 名の漁業者と加工業者がいます。50%・50%ぐらいになっていますが、漁業産業がアイスランドにおいて非常にハイテク産業となっており、たくさんの自動化が進んでいます。これは加工業においてもそうであるし、漁業においてもそうです。



資料 P6 でご覧いただけるのは、輸出産業の内訳です。2005 年、2010 年、2017 年の内訳を示しており、海洋水産物は 2017 年が 38.1%、農畜生産品が 3.8%、工業製品が 54.1%、その他が 4%という内訳になっています。

1970 年から 1980 年の間に漁船への投資が非常に大きなものとなっており、特に大型の船尾式トローラー 39 メートル以上の物で、底魚漁業に使われる物に投資が増えました。ニシンの漁業が 1968 年に崩壊して以降、その投資が進み、これは特にタラでの乱獲につながっています。TAC 漁業可能量が常に超過しており、特に漁船の漁業能力が拡大したために超過しています。その当時経験していたのは科学者の言うところの「コモンズの悲劇」でした。長期の持続的な視点が漁業において欠如していました。年間トン数で漁獲高が最も高かった漁業者が漁獲王として称賛されており、毎年できるだけその漁獲高を高める努力がなされており、メディアもそれを称賛しました。そして、質とか価値というものがどちらかという軽視されたのです（資料 P7）。

海洋・淡水研究所があり、これは漁業資源の生産性、現状についての研究を行い、また海洋生態系についての研究も行っています。1983 年、タラの豊漁が数年続いた後、タラの漁業が崩壊寸前になりました。漁業の生物学者たちはこれを予見し、警告をしていました。しかしながら、懐疑的な見方に直面してしまったのです。当時漁業者は、漁業がより難しくなってきたから何かをしなければならぬと気付いていました。彼らも警告を発していたのです（資料 P8）。

漁業セクターは、記録的に豊漁であった後、経済的に非常に困難に陥って事業が継続可能ではなくなりました。それにより、全体的に国の経済が影響を受けました。これを少し説明しますが、資料 P9 はアイスランドの漁業部門全体を示しています。1980 年代の初めでは、毎年下がってきており、漁業者そして加工業が破綻に近い状態になりました。1984 年に IQ 制度を導入してからこのようになっています。1991 年 ITQ システムを導入した以

降の変化は、ごくわずかなものです。青の棒グラフは、収益性で、事業の EBITDA（税引前利益に支払利息、減価償却費を加えて算出される利益）を示したものです。赤の棒グラフが損失計上の年であり、ここで黒字化に転じており、すべてポジティブの側です。これは 1980 年から 2017 年のことで、最後の年を見ていただくと、なぜ収益性がこれだけ落ちたかとお考えになるかもしれませんが、その理由は 2017 年に漁船乗組員の賃上げをめぐるストがあり操業が中断し、通貨クローネが非常に上がりました。これは観光が増大したことが理由です。2018 年はより良い年になっており、2017 年の非常に厳しいストから回復をしました。1980 年から 2017 年、37 年であるが、さらにさかのぼることもできましたが、それはあまり有益でないと思いました。なぜなら、1980 年の前はすべてマイナス領域だったからです。

「コモンズの悲劇」ですが、これは状況としては、共有の資源制度において個々のユーザーが独自に自己の利益に従い自主的に行動し、集団行動を通して資源が枯渇したり台無しになることですべてのユーザーの公益に反する状況を表す言葉です（資料 P10）。

アイスランドが EEZ を確立したのが 1976 年で、アイスランドのポピュラーな見方として、我々の漁業資源を他国が漁獲するのを防げば、自分で漁獲をしても資源が守れると思っていました。しかしながら、EEZ だけでは資源が守れないことが間もなく明らかになりました。いろいろな措置を取ることによって漁業資源の採捕を管理しなければならなかったのです。この時代は、漁業の管理において試行錯誤の時代でした（資料 P11）。

1984 年、アイスランド政府は ITQ 個別割り当てを底魚、そして甲殻類に関して導入し、努力量規制も可能でした。10 トン以上の漁船は割り当てが与えられました。さかのぼって 3 年の平均漁獲量に基づいたものであり、そして TAC と比例する形で割り当てが設けられました。この割当制度は当初は 1 年、その後 2 年に延長されましたが、最終的には年数が無制限になりました。この漁業管理制度の主要な特徴としては、それぞれの資源について TAC 年間総漁獲可能量が導入されていることです。TAC が 1 年の総漁獲量を規定するのであり、また個別漁獲割当て量は TAC の固定割合を通じて個々の漁船に配分されています。そして、それぞれの年次の TAC は、海洋・淡水研究所のアドバイスに基づいて設定されています。研究所は毎年 6 月にそのアドバイスをしています。国際海洋開発理事会（ICES）もアドバイスをしています。ICES、海洋・淡水研究所（MFRI）が一般的に漁獲政策についてアドバイスを提供しています。また商業魚種に関する MFRI の提言については、ICES の諮問委員会がピアレビューを行っています。科学的な助言は漁業担当大臣が忠実にフォローしていますが、純粹に科学的なアドバイスを基に正式・非公式な協議がこれについて行われており、各産業のステークホルダーが参加し TAC を決定します。漁業大臣は、ことし来年の割当量はその機関の助言通りと述べています（資料 P12）。

さて、アイスランドの資源の管理政策ですが、予防的アプローチに一貫する形で漁獲率を維持するというものであり、長期的に最大持続生産量（MSY）を維持するというものです。HCR 漁獲のルールが毎年漁業の管理者によって導入されて、これは管理者の目標、そ

して資源の現状にかんがみて設定されています。HCRの目的とするところは、短期的な利害関係によって漁獲水準が影響を受けないようにする、そして提供されている情報が最も厳格な形で活用されることを確保する、そして長期の持続可能生産量を確保する、また資源量が生物学的限界値（Limit Reference Point）以上であることを確保する、そして漁獲量TACについては常に漁期の間においてバッファー（微調整）を確保するということです。ところで主要なITQ制度の割当制度の見直しがあり、ITQの割当システムを立法措置によって統一化することになりました。これが1991年の1月1日に施行されており、それ以降ITQ制度の基盤となっています（資料P13）。

クォーター、漁獲量の割当シェアと漁獲割当がTACの長期のパーセンテージとして法的に規定されており、そして毎年漁船について正確にどのくらいのトン数を漁獲していいかが規定されています。主要な政府の政策が法律によって、「アイスランドの近郊の海の漁業資源は、アイスランド国の共有の財産である。この法律の目的は漁業資源の保護と効率的な利用を促進し、それによって雇用を確保し、国の安定を図る。法律の下で漁業の権利を割り当てることは、漁業の権利の所有を構成するものではないし、個人の取り消し不能な漁業の権利の管理を意味するものではない。」と述べられています。このクォーター割当の権利の配分は、入漁料が課されて、個々の漁業企業は、すべての魚種に割り当てられた全漁獲割当額の12%並びに個々の魚種の12%~35%を超える漁獲割当量を保有できないことになっています（資料P14）。

1984年、アイスランドの年間全陸揚げ高のわずか2.4%が10トン以下の小型漁船による漁獲量でした。その水揚げされた漁獲量が少ないということで、このカテゴリーの漁船はITQの割当システム制度の下に置く必要はないと決定されましたが、その後小型漁船の数が大幅に増加し、小型漁船による漁獲が増加しました。端的に言えば、小型漁船に割り当てられた漁業者の乱獲が起き、このステップは過ちであったということです。10トン以上の漁船からタラの資源の30%に値するものが小型船に譲渡されました。これはITQ制度の「大きな抜け穴」と呼ばれました。この抜け穴というのは比喩に過ぎないですが、「大きな抜け穴」でした。そして、漁船の10トン以下のものに対する投資が始まりました。しかしながら、政治的に合意できず分裂したため、1990年まで漁業管理法には10トン以下の漁船に関する規定がなく、2005年まで十分な規定がなされませんでした（資料P15）。

6トン以上の漁船は割り当てがあり、また、小型はえ縄漁船に対する割り当てがなされましたが、しかし時間がかかり乱獲が長引いてしまいました。最終的にこのグループが割当制度の下に置かれるようになりました。小型船の船主は強くロビー活動をして、この割当制度に反対をしました。そして、海洋淡水研究所の提言に対して意見を留保しました。しかしながら、最近その批判が抑制されています。小型船主のメンバーがITQ制度に関心を持つようになったからです。この制度の経済的なベネフィットが認識されるようになりました。出漁も計画することができるし、事業の結果がより良いものになることが認識されました。ITQの枠というのは市場価値を持っていて、これを売ることができます。そして

売って退職することもできるし、リースすることもできるということで、ITQ 制度があったほうが安全であり、事故も死傷者も少ないことが判明しています。つまり悪天候のときには出漁する必要がないからです。最近 4 年、漁業者で天候のために海で亡くなった人はいません。この制度が導入される前には、毎年悪天候のために死傷者が漁業者の間で出ていました。同じトレンドが小型船についても見られており、漁業に出る船舶の数が減ってきています。小型船の所有が個人から企業に移っているということです。企業が何隻かの小型船を所有するという形式に変わっています（資料 P16）。

資料 P17 は、アイスランド漁業における漁獲割当並びに釣り小型はえ縄漁船の総数を示しています。2001 年～2018 年のものであり、劇的に分かるのが、漁船の数が両方の分類において減っているということである。割り当てを受けたその船の数が減っていると、合理化によってその割り当てが移っているということです。そして、残っている船は、より収益性が高くなって、より効率性が高くなっているということです。

資料 P18 は今ご理解いただかなくても結構です。後で資料としてご覧いただければと思います。各年のアプローチで、帰属資本コストと 6%の利益率を用いた漁業と水産加工の純利益を示しています。漁業、そして水産加工業の総純利益が平均的に非常に良好で、最も低くて 2017 年の 6.5%です。先ほど説明申し上げように、この年は下がっており、アイスランドは 2008 年に銀行危機があり国がほとんど破綻した状況でしたが、漁業は産業として非常に強かったため、漁業を通じて危機から脱却することができました。また、漁船の収益性を示しており、2011 年 9.6%から 14.3%、2017 年に最も低い値になっていますが、これは小型船です。それからトロール漁船については 2011 年の 20.6%から、2017 年は 0 近くに下がっています。それから冷凍船は、このくらいの収益率になっています。これを特に指摘したかったのですが、漁船・トロール漁船・冷凍船部門は全期間利益を計上しています。それが示すところは、漁業管理法に基づいて非常に良好な成功をし、アイスランドの経済のまさに基盤を形成しているのです。

資料 P19 は、同じ状況が別の形で示されています。

漁業のモニタリング、そして漁業管理制度の日時の行政的管理は、漁業省の関連局で漁業総局が行っています。船主に漁業許可の発行をし、漁獲枠の配布、ITQ 制度の日々の運営の監督などを行っています。漁業総局は許可を取り消したり、あるいは制裁を課したりできます。乱獲があれば、あるいはルール違反があった場合には取り消しなどができます。総局はデータを収集しており、リアルタイムでデータを捉えており、加工、輸出などについてもデータを取っています。漁船の運航のモニタリングをしているし、陸揚げされたものの重量計測、加工されたものの重量計測をしています。電子的なサーベイランスなどを行っています。モニタリング制度は海上保安庁コーストガードとともに運営されています。漁業総局は、漁業省そして海洋研究所と海上保安庁と食糧管理動物保護局と協力しています。国内外のその他の機関とも協力しています。漁業総局が責任を持っているのはアイスランドの EEZ の漁業管理であるし、またアイスランドの法域以外のアイスランドの漁

業についても管理しています。主に浮き魚の魚種でニシンとかサバ、あるいはブルー・ホワイティングの漁業の管理をしています（資料 P20）。

2000 年以降、政治的な社会的な議論、アイスランドにおいては、この漁業割当制度の将来について、また資源利用税（リソースレント）の議論に集中している。ITQ 制度の国民の支持を得るための制度です（資料 P21）。

2002 年、政府は漁業セクターから資源管理税を徴収しています。その漁場の所有を明確にすること、それから漁船の船主が割り当てを無料で獲得しているという批判をかわすためでした（資料 P22）。

資料 P23 は、最初に資源利用税が徴収された 2004 年からの状況を示したものです。2013 年以降 ITQ 制度の将来についての批判的議論はぐっと減っています。ITQ システムは漁業の管理の良い手段であると認められています。また、グローバルな温暖化の戦いにおいても有効であるということが認識されています。漁業における競争を排除し、また、漁船は前に比べて石油の消費量が少なく、40%ぐらいになっています。ここで事実関係を見ると、漁業における収益性、ITQ 制度の収益性と管理制度の合理化の間には関連性があることが示されています。ITQ 制度は、これまでアイスランド人が考えていた漁業資源は漁業者全員が自由に漁獲できる共有資産という考えを変えたため、批判的議論はもはやなくなってきています。一般的な見解としては、業界はその資源の所有権のために支払うべきであるという意見があったので、最初の数年は支払われるその額が少なく、低額の税額はあまり長いこと受け入れられませんでした。2011 年、2012 年にその額が引き上げられ、課税という面では高くなる危険性があり、2018 年には、その魚の輸出総額の 5%に相当する金額になりました。それからある程度引き下げられています。この下落要求の傾向は、常に課税部門で展開される要求であり、より調整をしたいという傾向がありますが、ほかの漁業部門で、NET で国に漁業の権利（許可料他）のために支払って、ほかの業界と同じ法人税や所得税・その他の税も払っているわけです。こういう国は、私の知る限りわが国だけではないかと思います。一般的にさらなる業界の合理化を進めます。将来のプレーヤーとなる企業は、これを支払えなければならない、税金を払えなければ存続できないという状況にあるわけで、それで合理化が進んでいます。

アイスランドにおける ITQ の導入は、20 世紀末から 21 世紀の初めにかけて水産業界にとって大きな挑戦でした。ITQ は将来も残ると私は個人的に見ています。その理由としては、漁業が規制されなければ、買い手あるいは政府、水産業界のような主要関係者は受け入れることはないでしょう。持続可能性が自然資源の採捕においてはキーワードとなります。将来年次の漁獲量は増えることはないでしょう。しかしながら、製品の質と価値は引き上げていくことができるでしょう。これはアイスランド漁業界にとっての主要な課題です。質の問題については、日本の漁業からたくさん学ぶことがあると思います。日本の漁業は、その質の高さで有名です。それはレストランに行けば体験することができる点です（資料 P24）。

以上、私のプレゼンです。アイスランドの漁業管理制度がどのように進化したかについて申し上げましたが、考え方も科学的によく知られて確立されたものです。同じような路線を歩んだのがニュージーランドで、ニュージーランドから当初は随分学びました。それから、カナダの体験からも大いに学びました。1984年にニューファンドランドで漁業割当制度を特にタラにおいて導入したわけですが、少し遅過ぎました。ニューファンドランドのタラの資源量が崩壊し、それ以降、30年もたっているのに回復していません。

養殖について少し申し上げます。アイスランドの養殖については、拡大しています。生産もトータルで1万9,000トンになっています。ノルウェーに比べればわずかなものですが、輸出収入が2018年には1億1,000万米ドルになり、投資は最近拡大しており、400人以上の労働者が養殖業で雇われています。アイスランドは2016年にサーモンの養殖で欧州第4位、そして北極イワナ（アークティック・チャー）の養殖で第1位です。アークティック・チャーは非常においしい魚ですが、5,000トンのアークティック・チャーを私どもは毎年生産しています（資料P25、26）。

資料P27はアイスランドの地図ですが、北西部沿岸でサーモンの養殖が最も拡大しています。アークティック・チャーは、この南西の沿岸です。北東部でもアークティック・チャーが養殖されています。

以上で私のお話を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

基調講演 2 『最終報告書（提言）の骨子』

元農林水産事務次官・特定非営利活動法人日本プロ農業総合支援機構 理事長

高木 勇樹 氏

先ほどご紹介にあずかりました高木です。私からは 10 分程度お話をさせていただきますが、最終提言がお手元に配布されておりますので、詳しいことはそでご覧いただきたいと思っております。

私は、最終提言の骨子というか背景を中心に皆さんにお話します。この日本経済調査協会の基本認識は、食糧は命の源泉であるということです。その食糧の一端を担っているのが、わが国の漁業・水産業が供給する魚です。また、それが営まれる地域、その実態をここ十数年見てくると、この資料の中にもありますが、生産量なり担い手の減少、それから地域の衰退が総じて見られます。例えば魚は日本人にとってタンパク源の非常に重要な部分ですが、そのタンパク源の地位は、どちらかと言えば今や畜産に譲っています。また、200 カイリの海域は非常に広大であり、豊かな漁場を有しているわが国ですが、どうして先ほど申し上げたような生産量なり担い手の減少、地域の衰退となってきているのでしょうか。もちろん、一部地域ではいろいろな工夫をして頑張っていますが、総じて言えば先ほど申し上げたように衰退が止まらないということです。こういう状況のままでいけば、いわゆるわが国水産業の立ち直りというのはできないのではないかと非常に強い危機意識を持ったわけです。



そういうことで 2007 年 2 月、それから 2007 年 7 月には魚食を守る水産業の戦略的な抜本改革を急げと、さらには東日本大震災の後、2011 年 6 月に、東日本大震災を新たな水産業の創造と新生にという提言を出しました。そして昨年 7 月には、それらの提言の状況、その後の政策の実施状況、生産量や担い手の状況、その他の実態を検証して、新たな漁業・水産業に関する制度システムの具体像を示せということで中間提言を出しました。

それらの提言に通底するとか共通している基本理念は、「海洋と水産資源は国民共有の財産」という理念です。具体的に言えば、資源の管理、資源の利活用の仕方、それをどういう形でやるかという体制、それらはすべて基本的に国・都道府県の責任、第一義的に国・都道府県の責任で実行されるということです。現行制度システムにこの基本理念をきちんと入れて抜本的に改革するというのが、これら提言を貫いている考え方です。端的に申し上げれば、これまでの魚は無主物である、早い者勝ちであるということの基本にする制度システムの延長線上には解はないということでもあります。

今回の提言は、さらにエビデンスに基づく水産政策、水産業全体にわたる包括的総合的な検討、流通、加工、消費、教育、それから SDGs などを含めた総合的な検討を行って、中間提言を深掘りして、そして新たな制度システムの具体像、あるべき姿というものをより具体的に提示する。それはこの提言に詳しく詳細に示されていますが、それを提示するとともに、それではあるべき姿にどのように持っていくのか、そのスケジュール、そして達成目標を提示しているのが、この最終提言です。

この最終提言を早期に実行する、長期にわたるもの、いろいろな改革は長期に見なければいけません。大きな枠組みを早期に実行することによって、わが国漁業・水産業がいわゆる持続的な真に成長産業となること、そしてまた、漁業・水産業の担い手の所得向上につながって、ひいては地域の活性化が達成されることを確信しているところです。

この後のパネルディスカッションを通じて、最終提言の狙いを共有していただければ大変ありがたいと思っています。簡単ですが、その最終提言の背景を話して、私の基調講演とさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

質疑応答

○木曾

それでは、Hjartarson 様と高木様へのご質問を受けたいと思います。ご質問のある方は、挙手をしていただいた上で、私が指名しますので、マイクを持った係の者が伺ったら、ご質問はどちらになのかあるいは両方になのかを明言された上でご質問いただければと思います。どなたかご質問はありますか。

○フロア

Hjartarson 氏、高木氏、非常に有益な講演ありがとうございました。Hjartarson 氏に伺いますが、アイスランドの ITQ が適用されている漁業では、小規模漁業者の方が自ら ITQ は保有せず、ほかの人の ITQ を借りて操業しているような実態があると文献で読みましたが、この認識は正しいでしょうか。ITQ を持っていない人は、持っている人からリースしたりして操業したりしている実態があると聞きましたが、まずこれが正しいかどうか。正しいとすれば、こうしたリースなどに基づいて人の ITQ で操業している漁業者は、数にして全体のどのくらいになるのか教えていただきたいです。

○木曾

ありがとうございます。それでは、Hjartarson 様よろしく申し上げます。

○Hjartarson 氏

ITQ のリースについてですが、リースされたクォーター割り当てだけで漁船を操業するのは非常に難しいです。このリース制度の目的は、魚種の割り当てが好ましくない場合には魚種を調整するということであり、そのためにリースを使う、それがリースの主目的です。アイスランドでは長年いろいろな試みがありました。割当制度なしで、リースだけでやろうという制度も試みしました。しかしながら、リースだけで操業するというのは難しいです。例えば給与に関する法律で割り当てを買うのは難しいです。漁業者のシェアから買うということは、給与法に基づいて困難になっています。だから、特定のグループというよりは、毎回どのくらいのニーズがあるか、そして漁獲種に基づいて、必要な種についてリースを得ることをしています。

○フロア

リースに基づいて操業している漁業者の方は、全体の漁業者のうち、大ざっぱに言って大体どのくらいかをご存じだったら教えていただけますか。

○Hjartarson 氏

リースを使っている漁業者、枠をリースしているものが何割か、今正確な数字は持ち合わせていません。ただ、一般論として、誰でも枠をリースできます。そして、クォーター枠の魚種を操業の中身によって変えることはできます。リースを長期にするのは難しいです。なぜならば、クォーター枠はリースをすると結構リース料が高いので、それを長期間借りるのは結構難しいからです。あとクォーターをもらっていたら、2年間漁業をしなければいけないという義務を課せられます。そして、魚種についてクォーターの50%は最低でも漁獲をしなければなりません。そうでないとクォーターを失うことになるので、どれだけリースできるかというのは条件付きです。つまり、リースの量には上限があるのです。ただ単に船を持っていれば無制限にリースできるというものではありません。

○フロア

大変興味深いご講演どうもありがとうございました。Hjartarson 様に質問ですが、たしかアイスランドの ITQ システムは、国連の規約人権委員会によって国連人権規約に違反する部分があると判断されたことがあると記憶していますが、そこから何か制度変更があったのかどうか、あったとしたらどういう制度変更があったのかを教えてくださいませんか。

○Hjartarson 氏

アイスランドのクォーター制度はアイスランド法に基づくものであり、国連の人権委員会が指摘したのは、従来のように漁業ができないということで人権違反と指摘したわけです。アイスランドの法律の主目的は資源量の管理、資源をどう使うかということに関する漁獲の規制であって、この委員会の見解はアイスランドの法律に全く影響を及ぼしませんでした。委員会の委員の出身国は漁業管理法などの非常に遅れている国々の人たちで混乱していたということで、何の変化もありませんでした。

○フロア

アイスランドの漁業では補助金を完全になくしていると聞いていますが、補助金をなくしたことでマイナスになったことはありましたか。

○Hjartarson 氏

端的に申し上げますと、マイナスの影響は出ていません。私の基調講演の中で申し上げたように、わが国は漁業立国です。ほかにこれという漁業以外の産業がなく、利益を上げないと立ち行かなくなるのが漁業です。漁業が、国から補助金を得るのではなく、むしろ社会に還元する側です。そういう意味ではほかの国と状況が逆です。漁業こそ社会に還元しなければならないという社会の要請があるので、管理法の中にも入っています。つまり営利目的で漁業をやらなければならないことが法律で規定されています。そして、国は漁業管理法に基づいて漁業者に対して資源利用税を課しており、漁業にこういう税を課してい

る国を私はほかに知りませn。

○木曾

私のほうから Hjartarson 様に1つ伺いますが、いろいろな利害関係者の間で ITQ のシステムの導入に当たってどうやってコンセンサスを作られたのですか。その辺のところについてご経験をもう少し詳しくお聞かせいただけますか。

○Hjartarson 氏

船主、漁業の事業者は常にこの制度を支持してきました。どちらかと言いますと 1980 年は破綻に近い状態にありました。その後、破綻状態になって何かをしなければならぬと認識していました。そういうことで疑いの余地がありませんでした。一時期小型漁船の船主が反対をしたこともありました。これは政治家のサポートを得て全体的にタラの資源が 30% ぐらい大型漁船から小型船に譲渡されていて、追加的なタラを欲していたために反対をしました。政治家の支持を得て、これは非常に危険でしたが、30% 大型船から小型船にタラの枠が譲渡されましたが、大型漁船の水産業界はまだ利益を計上していたのです。この漁業管理法が漁業にいかにか大きな影響を持ったかを示すもので



す。社会全体について申し上げますと、ITQ というのは、その価値を定義すれば価格値付けがあるということで、アイスランドの社会的な議論では、こういう議論がありました。個々の船主が利益を計上しているのかと、この制度から棚ぼた式な利益を得ているのかという疑問が出ました。だが、変化を求めたい、そして前進したいということで、これは最終的に受け入れられました。最近まで社会の中でこれが正当かどうかという議論はありました。しかしながら、業界はこう言って防御しました。その割り当てを売れるようにしなければいけない、それによって存続が許されなければならぬと言ったのです。

○フロア

1980 年代にタラが漁業資源として崩壊寸前になったときに、普通であれば漁業資源が回復するまで時間がかかると思います。その間恐らく漁業について何らかの漁業者に対する補償などが発生したかと思われませんが、資料になかったので、そのあたりの経緯を教えてください。

○Hjartarson 氏

補償はありませんでした。また予防的アプローチもありませんでした。彼らはこのために苦しみました。管理法は大いに役立ちました。合理化が非常に大きく進んだので、出漁も計画できましたし、その年の一番いいときに漁獲して売ることができました。この制度ゆえに状況はより耐え得るものでした。しかしながら、多くの人が漁業をやめたという事実もあります。船を売り、そしてクォーターも売りました。そういう状況でしたが、答えになりましたか。

○フロア

ありがとうございます。分かりました。

○木曾

ありがとうございました。それでは、基調講演の部はここにて終わります。お二方に盛大な拍手をお願いします。(拍手)

この後、パネルディスカッションに移らせてもらいますが、このパネルディスカッションとその後の質疑応答につきましては、当協議会の第2次水産業改革委員会の主査をお務めいただいた小松様に進行をお任せしたいと思います。小松様は、農林水産省水産庁のOBでおられ、現在は公益財団法人東京財団政策研究所上席研究員でおられます。

に減少。それから、日本政府は沿岸漁業・養殖業を振興するという話を随分してきましたが、これがうまくいかなくて 47%に減少。それから、後で出てきますが、世界で養殖業が減っているのはほとんど日本だけで 79%に減少。それから、今日は触れませんが、非常に大問題なのは、現在日本の河川が崩壊状態で、森から海を考えた場合重大な問題ですが、これは 26%に減少で、全体が 39%です。

日本を世界の中で見ると、これだけ減っている国は日本だけで、ロシアも減っていますが、ロシアがようやく極東で資源管理をきちんとしたので挽回してくると思います（資料 P3）。

遠洋漁業から海面養殖業まで減った割合を見ると資料 P4 の状況です。

数量で見ると、遠洋が 367 万トン、どこを中心地にとるのかによりますが、200 カイリ漁業で 665 万トンを失っているのです。このうちどれだけ解消できるかです。外国が外で獲っていると言いますが、せいぜい数十万トンの下のほうですので、そちらが問題でないと言うつもりは全くありませんが、優先順位、重要さを考えると数字的には 200 カイリ内の重要性が一目瞭然です（資料 P5）。

資料 P6 が OECD の中で 50 万トン以上漁獲している国の漁業の減り具合です。チリについては資源変動であるし、デンマークは EU 海域での海域の狭められ方によると思います。アイスランドは、毎年の変動で、韓国は獲り方にもよりますが、韓国は現在養殖が伸びているのでプラスに転じていると思います。

資料 P7 で同じように養殖を見ても、養殖でこれだけ減っているのは日本だけです。

個別の魚種で見ますと、サケが最近は少し回復していますが、長期的な傾向で見ますと、海洋生態系の変化やロシアの回帰増・ふ化放流、温暖化を見ると増える要素は非常に考えにくいです（資料 P8）。

スケソウダラについても、300 万トンのレベルは期待できませんが、200 カイリから閉め出された後も 120~130 万トンありましたが、現在は 12 万 7,000 トンになっています（資料 P9）。

ホッケは、現在史上最低レベルで、ようやく何かしようとしています。北海道庁も TAC と ITQ にまだしようとしていないし、水産庁も参考数字は出してくれていますが、参考というレベルはタイミング的に少し遅いかなと思います（資料 P10）。

サンマも少し増えましたが、こちらも低位状態です。さらに悪化する状態です。これは地球環境上、海域の問題も大いにあると思います（資料 P11）。

クロマグロは意図的に漁獲を抑えていますが、まだまだ資源管理が徹底していません。最近もクロマグロをある一船団がたくさん獲っているようですし、それから、漁師と話していますと、たくさんクロマグロがスルメイカを食べているという話ですが、満遍なく大型魚を増やすというところまでまだ行っていないということです（資料 P12）。

そのようなことで、私から見ると、現状維持の政策では到底回復不可能な数字だろうと思いますので、やるべきことは、ドラスティックな対応をしていかななくてはなりません。そのドラスティックな考えの下で、基本的なことも随分やっていなくてどういう対策があるのかと申しますと、一つはデータです。データも、新聞紙上ではある機関を作って集めようとか言っていますが、元データが特に沿岸漁業を中心にないので、元データをきちんと取ることが大事だと思います。それから、海洋生態系との関係のアプローチが、国連のSDGs（持続的開発目標）を考えるとますます大きな問題になってきていますし、漁業者の方々と話しても、その点を随分強調する人が増えています。



それから、私が少し気になるのは、最近水産庁の方々日々の業務をこなすことで忙し過ぎるのではないかと思います。じっくりと研究に取り組むための、特に政策の提言や経済・経営分析までするような研究所が要るのではないのでしょうか。我々、海は国民共有の資源であるという観点に立って、漁業法も 118 年前の考え方を根本から改めたほうがいいという提言をしていますが、その中で養殖が大事ですから、養殖の新しい法律、それから水産の全体像の方針を示すためには、水産基本法も全く根本から新しくしたほうがいいと。それと、遊漁（スポーツ・フィッシング）も、何も法制度がないのは日本だけで、ここはライセンス制と、クォーターを最初から商業漁業と一緒にして、こちらがレクリエーション、こちらが商業漁獲と分けるのか、バスケット制にするのかはありますが、適切な制度の導入が必須です。最後に制度の問題としては、これだけ国内が疲弊して外地の物が高くなっているときに、輸入のインポートクォーターの枠だけが利権化しているから、そういうものも廃止すべきと提言の中に入れてあります。あと国際条約の関係で言えば、この前も水産庁に行ったときに申し上げましたが、Sveinn さんがいるアイスランドは、商業捕鯨のモラトリアムに従わないという異議を申し立てて加盟し直しています。日本も脱退はしましたが、異議申し立て付きで、IWC に再加盟すべき、早くそうしたほうがいいと提言の中に盛り込んでいます。

それでは、泉澤さんどうぞ。

○泉澤氏

泉澤と申します。自己紹介ということで資料は用意してきませんでした。私は、出身は岩手県の釜石というところで、目の前が海の小さな漁村で育ちました。定置網が家業であり、私で 4 代目になりますが、今は東北のほかに北海道と静岡県、9 カ所で定置網を営んでいます。30 年ほど漁師をやっていますが、地方の漁村で生活する中で、以前は活気の

あった、活況のある集落が少しずつ衰退していつか過疎化していくような様子を目の当たりにしてきました。衰退の要因は、漁業者自身の高齢化、あるいは後継者不足が言われていますが、それに加えて沿岸部の漁業資源の減少がかなり大きく影響しているように私は思っています。以前は、私の出身である三陸でも季節ごとに回遊魚が多く水揚げされて、アワビやウニといった磯物資源も、我々漁師が生活する上で十分な漁獲がありました。魚は誰のものでもないとか、獲った者勝ちで、いくら獲ってもどこからか湧いて出てくるものとか、あるいは自分が獲らなくてもどうせ誰かが獲るだろうというような感覚で我々漁業者はそのように競い合っただけで懸命に魚を獲ってきました。私もそのような漁師の一人です。持続的な資源の利用について、さまざまな魚種が減少している中で、これだけ資源の減少、悪化が進行するまで真剣に考えてこなかったということだと思います。今は、これまでのルールや習慣を急いで見直す必要に迫られているのだと思うています。



今日は、そういう漁師の一人として参加させていただきます。よろしくお願いします。

○小松氏

ありがとうございました。それでは、藤田さんお願いします。

○藤田氏

ご紹介いただきました水産庁で昨日から栽培養殖課の課長をやっております藤田です。実際に漁業法改正のときに企画課の課長ということで担当課長をやらせてもらいましたので、そういう立場で話させてもらいます。

私は、小松主査が話した話と前段のところはかなりかぶっていますが、まず資料 P3 をご覧ください。わが国周辺の海は外国漁船の進出が従来に比べると随分激しい状況になっていますので、そういった意味ではここをどうやって、これをやらないから資源管理をやらないということではなく、両輪でやっていかないといけないという認識があります。

資料 P4 は、実際に洋上でどういうことが行われているのかという写真です。日本海に随分北朝鮮の船が来ており、これをいかに追い出すかという業務が相当増えていて、これのために取締船を増やそうなどということもやらせてもらっている状況です。

資料 P8 をご覧ください。水産改革の全体像ということで、一つは、真ん中の囲いの中ですが資源管理、ここを基軸に水産業の立て直しをしようということです。資源をきちんと国内でも管理する、なおかつ併せて国際交渉をしっかりとやるのが、この資源管理の部分です。それで、「遠洋・沖合漁業」と書いているところが、いわゆる許可漁業と思ってもら

ったらいいのではないかと思います。こちらの方はまさしく競争力をどう考えるかという漁業なのだと思っています。だから、これは資源管理をすることを前提にしていますが、可能な限り規制緩和できるところはして、それで漁業者の方が、これから労働人口がどんどん日本全体で減ってくる中で、若者が乗ってみたいと思えるような船を造れる環境を作りだしていこうと考えているところです。

右側の「養殖・沿岸漁業」というところが、沿岸の多くの方が共同で利用しているような漁業です。そこは、後で出てきますが、海面がどういう形で利用されているのか、あるいはどういう形で漁業権の設定が行われるのかを明らかにしていきましょう。養殖につきましては、日本全国で同じ魚種、同じ条件でというわけではないと思いますが、いろいろな海域の状況に応じた形で養殖をきちんと振興していこうと考えています。



資料 P9 の資源管理につきましては、ここの下のグラフにありますように、今後は目標となる水準と、これ以上悪くなったら資源管理を今までどおりではなくもっとすごく強くするというか、そういう基準を定めてやっていこうとしています。

資料 P10 ですが、その中で TAC を当然やるわけですが、IQ ができるもの、特に漁獲量そのものがそれなりに魚種も把握しやすいというか、水揚げ港が限られているとか、あと相当量同じような魚種を獲る漁業というのは多分 IQ のようなものが導入しやすいのだろうと思っていて、これはしっかり考えていこうと思っています。

資料 P12 をご覧ください。これが許可漁業の話で申し上げた、生産性を高めた上のまき網漁船ですが、こういう形で、別にこれにとられる必要はなく、どんどん漁業者の方がこういうものを造りたいと思ったときに、資源管理措置はきちんとしていこうと思っただけで、できる環境というものを作りだしていこうと思っています。

最後に、資料 P14 をご覧ください。これが今回の海面利用制度の改正の中身ですが、共同漁業権は変えていませんが、定置と区画漁業権については、戦後の中で全国一律で決めていた法律の優先順位を見直して、現在漁業をきちんとやっている方には優先的に免許する、一方で、今後だいぶ地域によって利用度が違いますが、海面の利用状況が減ってくるというかわってくるような状況のときには新しい漁業権をつくる、その際に地域できちんと本当にこの人にやってもらいたい、あるいはこういう方にやってもらいたいという方に免許ができる仕組みに変えさせてもらいました。それで、我々は現在来年の施行に向けて準備させてもらっています。こういった会議の場でも結構ですし、いろいろなところで説明会をやらせてもらっていますので、そういう中で頂いた意見を踏まえながら、実際に法律を動かすときにできるだけ円滑にというか、法律改正の趣旨が生かされるように工夫

したいということで準備中です。また、養殖につきましても、それぞれ同じ戦略ではない、品目ごとに当然違うということで現在そういったものについてもお話を聞かせてもらいながら検討を深めている状況です。少し手短ですが、以上です。

○小松氏

ありがとうございました。それでは、松崎さんお願いします。

○松崎氏

松崎と申します。まず自己紹介ですが、私は時事通信というところにおり、現役時代は金融や財政、マーケットの取材を主に担当しており、水産関係の取材は全くというかほとんど経験がございません。そういう意味では全くの素人というか、専門家がたくさんおられる中で私ごとき者がなかなか何か言うこともございませんが、ただ、会社を定年で辞めた後は水産ジャーナリストの会に所属して、多少水産の勉強をしてきました。そうした私が今日この会に呼ばれたのは、素人の目から見た水産改革について何か話さないということではないかと思っており、そういう意味で専門家の皆さんがたくさんおられる中で、知らないことの強みというか、そういうことを生かして私なりの水産改革について考えていることを申し上げてみたいと思っています。

それで、非常に簡単な資料を作りました。「国民目線でみた水産改革」とタイトルしてあります。去年改正法が成立して現在進行中の水産改革は、隣に藤田さんがおられて多少言いにくいところもありますが、誰のための、何のための改革なのだろうと感じています。言葉は悪いですが、水産関係者の水産関係者による水産関係者のための改革ではないかという印象を持っています。

まず水産改革と言って一番大事なのは、生産する方々もそうですが、獲った魚を消費する消費者の立場あるいは国民の立場をもう少し考えたほうがいいのではないかと思います。生産量も減っていますが、日本は魚の消費が、世界でも日本だけのようですが、減ってきています。昔の水産大国日本はもう想像もできないような状態になっているようですが、こういう中では、需要対策も少し頭の中に入れた改革というものを進めたほうがいいのではないかという気がしています。

もう一つは、今回の改革を見ていると、期待感というか、私どものような素人から見てわくわく感がありません。私が申すまでもなく、日本は世界第6位の海洋大国です。いろいろな海洋資源にも恵まれています、世界的に見て有力な漁場にも恵まれています。そのほか冷凍技術、魚群探知機、そういう生産に関連した技術でも世界をリードしていると思います。そういう中で、現在進んでいる改革は、世界の潮流にこれでキャッチアップできるのかなという印象を持っています。何かが足りないような気がします。

先ほど高木委員長のご説明にもありましたが、水産資源をいつまでも無主物という考え方ではなく、国民共有の財産という形で明確に位置づけ、大胆な改革に取り組んだほうが

いいのではないかと個人的には思っています。

国民共有の財産と言った途端、これは国民の財産であるから、国や自治体を中心となって管理しなければなりません。国民の財産を減らすわけにはいきませんので、財産を増やしながら生産量を上げていく。これはもう世界の潮流になっていると思います。今回の改革で、かつての水産大国日本が世界にキャッチアップできる。そういうものが見えてこないなという感じがしています。

水産業は国民共有の財産を捕獲するという仕事ですので、そこには新しいルールが必要になるのだと思います。そういうことを含めて国民を巻き込んだ改革というようなものがあればいいのではないかという気がします。SDGs とか生物多様性の保全というのが今国際的な潮流だと思います。こういう中で、日本の水産業だけ、どこか昔からの慣習・慣行の中に閉じこもってしまっているような気がして仕方がありません。

だから、もっと世界をリードするような改革を考えていく必要があるのではないかと思っています。今水産庁をはじめ法律が成立して改革が緒についたばかりで、その改革に私は反対しているわけではありませんが、それを含めて、その次の改革まで今から具体的に考えていったほうがいいのではないかと思います（資料 P1）。

今回の改革は、水産業のいろいろな統計資料等々を私なりに眺めてみますと、どんどん右肩下がりで、どこで止まるのだろうというぐらいの状態になっているわけですが、成長産業化するためには、生産資源の回復がまず必要ではないかと思えます。それから、新しいルールの導入です。新しいルールを導入するときには、オープンにしていく必要があります。そういう意味ではオープン化をどうしてもやらなければいけないと思っています。

それから、いろいろな意味で改革をしますと、例えば水産資源の管理、調査研究などにコストが掛かってくるのだろーと思えます。先ほどアイスランドの例で水産資源税、リソースタックス、リソースレントタックスというような話がありましたが、私は改革の中で水産に関する税のようなものを考えていたらどうかと思っています。

たまたま私は水産ジャーナリストの会とは別に日本林政ジャーナリストの会にも所属しています。この会は現役を辞めて OB になった方たちが集まっているいろいろな取材等をしている会ですが、その会の会員の人に言われたのは、ことしから森林環境税が導入されたということです。税のスキームとしては東日本大震災のときに導入された復興税の住民税分、年間納税者 1 人当たり 1,000 円を徴収されます。日本の納税者は 6,000 万人強いますので、1 人 1,000 円年間徴収すると 600 億円になります。この 600 億円の財源を元に、これは林野庁ではなく総務省が主導してやっていますが、これで需要対策を行います。

例えば小学校を建て替えて地元木材を使った木造の校舎にするとそこに補助金を出すよ



うな制度です。復興税は 2023 年に廃止になりますが、全く同じ 1,000 円が廃止になって、それを総務省は森林環境税にごそっと移動させてしまうというもので、結局新たな国民負担はありません。少しずるいやり方だなという気がしていますが、それでもこういうずるさはいいのではないかと私は個人的に思っています。そういう中で、例えば学校給食に魚の食材を提供するとか、そういう需要対策も考えてみたらどうなのだろうという気がしています。

資料 P2 の 4. 水産業の立体的構造は、私が申し上げるまでもなく水産業には、生産者だけでなく仲卸、卸、運搬、小売、いろいろな人が関わっていると思います。先ほど小松主査からありましたが、海洋レジャー、スポーツ、観光も含めて考えるべきだと思います。水産に関わるステークホルダーは限りなく広がっています。そういう人たちを全部巻き込んで、次なる日本の水産業を考える必要があるのではないかと、そんな気がしています。

最後に、資料 P3 で結論めいたことを、世界に追いつくためにやるべきことを書いておきました。とにかくそういう視点に立って、水産資源は国民共有の財産であると、まずこの考え方を法律に明記して、ここからスタートします。そして、これぐらいのことをこれから水産業界は、あるいは水産に関係する皆さんは取り組むべきではないかと思っています。

世界の流れは、魚・水産資源というのはもう国民共有の財産です。では、その水産資源をどう管理しながら捕獲して、なおかつ生産量・所得を上げていくのでしょうか、これは世界中がやっていますので、そういうことを日本も遅まきながらすぐ、このシンポジウムを含めて、この機会から始める必要があるのではないかと思っています。私が一番上げたいのは、最後に書いてありますが、世界から理解され、世界をリードし、世界に発信する水産業、こういう改革に皆さんの力を結集して取り組む必要があるのではないかと、思っています。以上です。

○小松氏

どうもありがとうございました。では、三宅さんお願いします。

○三宅氏

イオンの三宅と申します。ご承知のとおりイオンは小売業であり、漁業に関与しておりませんので、漁業改革もしくは水産改革そのものに対して何か一言というよりは、一般的に水産物だけではなく、自然資本の持続的な利用は林業でも何でも今言われておりますが、それを考える上で消費者の視点というか消費者抜きではどうしても考えられない、皆で考えなければいけないものだと、我々のほうでは思っています。今、松崎さんがおっしゃっていたように、需要側をどう取り込んでいくのか、需要側の人たちにもどのように考えていただくのかという視点で少し話をさせてもらいたいと思います。

ずっとお話があるように、漁獲量が日本だけは世界の中でどんどん下がっているというお話と、消費量に関しても、水産物の消費量は日本だけが世界中で下がっていったのは事実としてご承知だと思いますが、では、日本人は皆魚を食べなくなって、日本人は嫌いになったのかどうかということですが、資料 P1 のグラフの一番上を見ていただくと、緑の折れ線になっているグラフが下がってっていますが、これは当社の鮮魚売場の売り上げです。だから、言われるとおり水産物の売り上げは減っていています。その中でも特に黄色い折れ線が下に出っていますが、このどんどん小さくなっていて、減っていている分に



関しましては、これはいわゆる魚素材というもので、丸魚や生の魚で、家に持って帰って調理しなければ食べられないものというカテゴリーで取ると、どんどん減っていています。では、魚が嫌いになったのかというと、ブルーの棒グラフを見ていただきますと、ブルーの棒グラフはお刺身身です。お刺身はどちらかというと若干増えていると見えるかと思えます。お子様を中心に魚の刺身、おすし、手巻きずしといったものは非常に人気ですし、赤い棒グラフを見ていただきますと、これは MSC・ASC という持続可能な認証ラベルを張った商品です。当然私たちが力を入れてここを強化しているのがありますが、イオンリテールというイオンを運営している一番大きな会社だけで 100 億円、グループ全体を合わせるとこの倍、200 億円ぐらいに成長してきているというのが現状です。左に文字で書いてあるとおり、確かに売れなくなっています。食べづらい、骨に対する、骨があるというクレームが来るぐらいなので、子供に食べさせづらいとかいう声はたくさん聞きます。しかし、では、魚の味が嫌いなのかというと、そういうわけではありません。総菜という形にすれば売れる、食べたい、そういったニーズはまだまだあると思えます。

下の棒グラフを見ますと、棒グラフも折れ線もそうですが、魚総菜、魚を材料にした総菜の市場は年々増えていっているのが現状です。

よくよくお客様の声を聞くと、別に魚を食べたくないわけではない、魚は食べたいが調理の仕方が分からない、もしくは時間がかかる、私なども作るのが大変なので面倒くさいなという感じになる、塩焼きだけだったら飽きてしまうといった不満があるから下がっていているのです（資料 P2）。

そこで私たち小売業として何ができるのかというと、資料 P3 のような総菜にしてすぐに即食できる形で提供することで魚の需要喚起をしたいと思っています。先ほど見ていただいたように、種類を非常にたくさんここ数年出しています。上を見ていただくと、サバのみそ煮とかかなり伝統的なもの、サンマのみぞれ煮とか、家で作るのは考えただけで面倒で手間のかかるものが大変人気です。これはお子様にもすごく人気があります。

資料 P4 を見ていただくと、お客様からの声も「大変手間がなくていい」とおほめの言葉をいただいております。これは値段も手ごろでして、1 パック 198 円・298 円がメインのラインで、398 円ぐらいまでの間で買えます。もう一つ包装のパッケージを見ていただくと、このようにパックになっていて、これ要冷蔵ですが、冷蔵庫に入れて賞味期限が長いものだと 40 日ぐらいあります。だから、冷蔵庫に入れておいてもう 1 品というときに出せるし、魚は買ってきたらすぐ処理してというの、働く主婦や忙しい主婦からすると、考えるだけで面倒なものが、冷蔵庫に入れて長い物だと 40 日、短い物でも 10 日ぐらいは持つ物がほとんどですので、非常に便利に買い置きしていただける商品になっています。こういった物にすると売り上げはものすごく上がってきているということで、単に食べないのではなく、提供の仕方ニーズ、需要は幾らでもまだまだ掘り起こせる余地があると考えています。

もう一つの要素が、資料 P5 を見ていただくと、この ASC・MSC という認証マークの取れた商品を使っており、パッケージにも書いています。これは、そういった「持続可能な」という概念を今はまだ日本では残念ながらすべての消費者が理解している状況ではありませんが、これも選ぶときの基準にさせていただきたいし、もう一つは、皆さんに考えていただきたいのです。一人一人の消費者に、こういう世界があるのだ、魚は獲り過ぎたら駄目であるし、きちんと持続可能な獲り方があって、それを消費者としても責任持って消費していくという考え方の橋渡しをしたいと、私たち小売業では思っています。

獲る側の方々・生産者の方々と消費者の間に私たちはいる立場ですので、その思いといったものを伝える、橋渡しをする役目になれたらいいなと、そういうことで、もっともっと消費の喚起をしていけたらいいなということで活動しています（資料 P6）。

資料 P7 は音が出ませんが、我々が店舗で流している MSC、ASC に関するビデオです。こういったことで、店頭でこれを見ていただいて、こういうことがあるのだねということ、を少しでも考えるきっかけになっていただいて、そのマークを見て消費していただくことでそれが生産者の方にもつながっていく、そういった世界を作れたらいいなと考えています。短い以上です。

○小松氏

どうもありがとうございました。それでは、Sveinn さん、今一通り各パネリストのプレゼンテーションを聞いて、日本の水産業・漁業の状況について来日以来随分勉強されたと思いますが、感想や意見はありますか。

○Hjartarson 氏

今話を伺っていると、わが国でこれまで重ねられてきた議論とかなり通じるところがあるなという印象を持ちました。特に水産業・漁業の未来を考えたときにどうやって活性化できるのか、どうやったら合理化できるのか、そして若い人たちに積極的に関わってもらうにはどうしたらいいのか、同じような議論がわが国でも行われています。ただ、アイスランドでは、漁業従事者が平均で言うとアイスランドで最も所得が高い人たちなので、大変収入がいいということで若い人たちがどんどん入ってくるので、若者を人材確保できないという問題はあまりありません。明るい未来が描けるのです。漁業は稼げると、そして経済にも貢献できるということで、若い人たちを引き付けるという意味では、わが国は課題を抱えていません。そこは日本と違うなと思います。科学的根拠に基づいた議論をしなければならないということで考えますと日本はアイスランドに比べてもっと大きな国です。だから、スピーディに改革が進んでいくということではないのかもしれませんが、アイスランドに比べて改革の時間はかかるかもしれません。わが国はどうしても改革しなければならなかったということで、かなりスピーディに改革が進んだという経緯があります。国民の議論のスピードも速かったです。今回この報告書が出たので、それをベースに日本でもスピーディに議論が進んでいくことを私としては願っています。そして、現場に近いので、日本よりも漁業を行っている現場が国民の身近にありますので、それも議論を促進するきっかけになったのかなと思っています。消費者の行動が変わってきていると言われておりますが、漁業も水産業もそれに合わせていかなければなりません。今後の社会の変化をしっかりと見据えていかなければならないと思っています。例えばヨーロッパ南部パッカラオというタラの一種ですが、料理をするのに手間がかかるということで、塩漬のタラに対する需要が減退してしまいました。では、手を打たずに座視するのか、それともその減少を食い止めるのか、そこをしっかりと考えなければならぬときに来ています。



○小松氏

泉澤さん、今一通り各パネリストのプレゼンテーションを聞いて、いかがですか。特に水産庁は、共同漁業権に比べて定置と養殖についてはだいぶ改革をしたということですが、一方で、この提言があるわけですが、そもそも漁業権ではなくてライセンス、それから定置の魚種の種類などがあります。やりやすさだとか、やりにくさだとか、その辺に言及してお願いします。

○泉澤氏

今回の水産業改革は、優先順位が撤廃されたことが非常に大きいことだと思います。ただ、依然として共同漁業権と同じような漁業権漁業です。当然ライセンスを売ったり買ったりできません。それでも現場としては、今回の優先順位の撤廃と新規参入といった面で見るとかなりの前進ではないかと考えています。ただ、アイスランド等の諸外国と多分違うのは、日本の沿岸漁業は技術的に非常に遅れているのが現実です。日本は、例えば電子技術や工業製品はかなり進んでいるかと思いますが、その技術を沿岸漁業は享受していません。例えば我々の定置網を例に取りますと、今の定置網は大正時代からほぼ 100 年何も変わっていません。それでもずっとやってきていたわけですが、今回選択的に魚を獲り分けることが必要となれば、例えばクロマグロだけを獲らないようにするとか、サバだけを獲らないようにするとかということについては全く対応していません。今すぐそういうことをやることになると漁業者の大きな負担になります。今当然それは技術的なことにも努力して取り組んでいます、少し時間はかかるだろうと思っています。当然 IQ、ITQ に移行していかなければいけません、急いでそれをやるためには、日本は沿岸漁業については漁業の技術、イノベーションを急いで図ることだと、そのように思っております。

○小松氏

それでは藤田さん、皆さんのお話を聞いて、それから水産庁の改革が今評価されている部分と足りないという部分があるわけで、もう一つは、アイスランドのプレゼンテーションでも、この提言でもあったのは、国民共有財産、無主物からの変更ということで、それに伴って例えば漁業権なども許可制度にすべきというようなことですが、今そこまでは水産庁は言っていないんですが、今後どのようなお考えなのでしょうか。日経調の提言も、農水次官、水産庁長官にも届けてありますが、どのようなご感想、ご対応をお持ちなのですか。あと実際問題として 2020 年に向けた作業、IQ などを導入するとおっしゃっておりますが、どの魚種で、どの漁業種類でというのが現時点で明確になっているのか、なっていないのか、答えられる範囲で、皆さんも関心あるでしょうから、ひとつご披露いただければありがたいと思います。

○藤田氏

大変盛りだくさんで、答え切れるかどうか分かりません。まずいろいろお話を聞かせていただいていることは、非常にありがたいなと思っています。あと私、時間がなかったので申し上げませんでした、この改革の話は、漁業法改正だけで終わるようなことでやっているわけではなく、この後流通の話や、収入安定対策をどうするかといったものが検討課題だと思っています、取り組んでいくということで我々考えております。そういった中で、特に水産白書の中でも消費者向けの取り組みについては随分書かせていただいておりますが、これまで我々どちらかというと生産者に向かって行政をやってきたので、はっきり言うところでは消費者向けの行政には経験値が浅いと思っています。だから、こういったところでも

さしく皆様方から意見を頂く、あるいは若干取り組んでいます、横の連携で小売業の方たちと一緒に魚食普及のような取り組みをする、これは非常に重要なことで、それを活性化するにはどうしたらいいかというのは、どちらかというといは我々は教えてもらいながらやっていくほうではないかと思っています。

あと無主物の話は、我々的には皆様の国民共有の財産と位置付けていないから管理できないのだという捉え方には若干違和感を持っていて、我々自身にもしっかり管理しないといけないものなのだという意識はあります。だから、今回の法律改正の中では、国あるいは都道府県に水産資源を管理する義務があるのだということを明確にさせていただきました。あと、そういった意味で資源調査もやる、資源評価に基づいてTACをやるのだということについては今までよりかなり前面に押し出したので、これを実行に移していくのは非常に大変だなというのが私の感想です。これは将来のためにしっかり取り組まないといけない、それは本当にそのように思っています。ただ、TAC対象魚種あるいはIQの話というのは、皆様ご承知のようにいろいろな過去の経緯もあり、TACありきとかIQありきの議論をすると冷静な議論があまり行われなことがあり、だから、我々そういった意味では、ある程度本当に煮詰まるまではこの魚種である、この漁業種類であると明確にすることは避けています。最初は資源評価をしっかり理解していただいて、漁業者の方あるいは関係する流通業界の方とどういう形で資源を管理して利用していきたいのかをしっかりと議論した上で必要な資源管理措置の中で必要なものややっていくということで、現在そういう準備をまさしく始めさせていただきました。

○小松氏

ありがとうございました。松崎さん、皆さんのお話を聞いて、先ほどのご自身のプレゼンテーションと比較してみて、さらに思われることを述べていただけますか。

○松崎氏

私のような素人から見ていると、どうしても議論が内向きになっているような気がします。水産改革で今私が個人的に思っているのは、一番大事なのは国際的な潮流との整合性をどうするのか、国際的な動きとどう調和していくのかということと、もう一つは、先ほども申し上げましたが、これは水産だけではありませんが、いろいろな世界、いろいろな業界で改革を考えると、どうしてもサプライサイド寄りになります。サプライサイドの問題だけを重点的に取り上げて、例えば漁業権の優先順位がどうだこうだとか、これは消費者にはあまり関係がありませんが、そういう議論がかなり先行しているというか、そういう議論に集中していつてしまうような気がします。

漁業は消費が増えないとなかなか生産者にも利益が回っていかないということがあるのだろうと思います。そういう意味では、もう少し需要者側の対策というものがあつたほうがいいのではないかと思います。財源として税を徴収するというようなことを考えたとき

に、それは無主物を対象とするよりは、国民共有の財産と定義したほうが、税金も掛けやすくだろうし、消費者にも分かりやすいと思います。そういう意味で、もっと消費者を巻き込んだ改革というところに視点を向けていただけないのかなという気がします。

それと、もう一つだけ申し上げたいのは、先ほどアイスランドの報告がありましたが、これは水産だけではありませんが、スピード感がものすごく遅いという印象を持っています。そういうところは、もう少し水産庁中心に、農水省を含めて、あるいは政治家の皆さんを含めて、もっと具体的に検討していただければいいなという気がしています。

○小松氏

ありがとうございました。一つは、ステークホルダー（利害関係者）に関しては、世界中のステークホルダーというのは、漁業者に限らずいろいろな人、流通、加工、一般消費者、それから科学者、NGOを入れるわけですが、日本の水産庁の場合は「鉄のトライアングル」と言って業界と政治家と水産庁でいまだにやっていますが、国際的に見ても、2019年5月に国連へ行行って、国連海洋法事務局と話してきましたが、政府だけで情報が提供される時代は終わったと、つまり民間、アカデミア、サイエンス、NGOからも得る必要があるという流れだろうと思います。そういう意味での国民共有の財産。それから、スピード感一つ取ってみますと、今の水産基本計画が出たのは、2017年ですが、そのときにTACを増やす、IQを増やすと言っているわけです。実際問題法律に書いたことは水産基本計画とそれほど変わりませんが、さっぱりそれから何一つ増えていません。漁業資源はずっと減って、たまたまイワシとサバが増えたものの、小型化で質は悪く、基本的な魚種は減ったままというところがあり、スピード感がありません。Sveinnさんは、日本は人が多いから大変だとおっしゃっておりますが、やらない理由はいくらでも付きます。漁業者も地域で見ればそれほど大きくないところが多いと思います。資源管理をやる時も、私の県での経験もそうですが、せいぜい10人とか20人単位の集落が結構あるので、特に沿岸の魚種だったら小さいのがたくさんあります。アワビやサザエ、ホタテガイ、そういう物でも多分できるのではないかと思います。今おっしゃられたことは大事だと思います。私は十何年もやったから言うわけではありませんが、いくら有能な人でも、またほかに変わって役人の任期が2年で、2年が一つの任期だということになると、担当する業務の状況が理解できず、きちんとした政策は責任を持ってできないのではないかと思います。これは内容の問題と、取り組みの問題・組織論と2つあるのだらうと思います。



少し話しましたが、三宅さん、皆さんのお話を聞いて、若干水産庁と日経調の改革にも少し触れられるところがあれば触れていただいて、少しお話をいただけますか。

○三宅氏

消費者から見てどう見えるのかという話だと思いますが、ほかの産業もある程度そうですが、残念ながら漁業関係は特に見えづらい、分からないというのがすごく大きいと思います。それは資源の問題でも、これだけ漁獲量が落ちていて、消費も落ちていて、養殖の量が減っているのは世界中で日本だけだとか、普通の消費者はそこまで知りません。それがどうしてなのかとか、あと「持続可能性」という言葉の定義が、言うのは簡単ですが、今とてもはやりの言葉のようになっていますので、水産だけではなく、農業でも持続可能な農業であるし、持続可能な林業と皆言いますが、では、これでどの商品が持続可能で、どの商品はそうではなくて、何があったら持続可能なのかとか、そういったことが残念ながら全然お客様に伝わっていないというのが現状だと思っています。それは「サプライチェーン」という言葉自体がサプライをする側の人たちのチェーンですが、本当はこの持続可能な問題はバリューチェーンで考えなくてはいけなくて、バリューチェーンにはお客様もいて、その先もいてという、そこをどうしても考えないで、一生懸命努力しておられるのは分かりますが、そういう意味では私たちも、今挙げた商品がたくさんあってマークが付いているものもたくさんありますが、私たち小売から見ますと、海外から買わざるを得ません。なぜなら日本の漁業者の方からはなかなか買えません。では、そのマークがあればいいのかと申しますと、そういうわけでもないはずで、別にマークがあることだけが是ではありませんが、では、何を持って私たちはこれが持続可能な漁業で獲られた商品なのかもなかなか分かりません、定義もありません、今は右往左往しながら一生懸命消費者に話をしようとしているという段階で、そういったところはもっと関係者で話し合っただけならいいなと思いますし、そうしないと日本から買えず、調達はノルウェーのサーモンになるということで、それではどうなのかなと思っています。

○小松氏

ありがとうございます。Sveinn さん、日本は国も大きく、漁業者もたくさんいるから難しい、アイスランドは 35 万人しかいないから相対的に簡単だったというお話ですが、そのような話ではなく、日本はどうすべきか、Sveinn さんらアイスランドのご経験を日本にどのように生かせると思いますか。

○Hjartarson 氏

非常に大きな質問を頂いたなと思っていますが、一つ確実に言えますのは、持続可能性を実現していくのは我々の責任だと世界に示したということです。アイスランドの企業は、その中でもサプライヤーは、責任ある漁業を営みたいと、「責任ある漁業」というのがキー

ワードで、これは持続可能性の話に通じるわけですが、責任ある漁業を営まなければ、いずれは売れなくなると、つまり漁獲できなくなります。つまり MSY とか最大持続生産量の話になるわけですが、これはアイスランドだけではなく、どこの国も気にしていることではないかと思います。また、消費者にも耳を傾けなければなりません。過去においてわが国は乱獲をしていたと、資源が減少していくときにどうするのか、漁獲量を削減した時には一番高い価格を払ってくれるところに売ることになります。そういう傾向は当然アイスランドにも生じて、さらに高く販売できる冷凍魚より生鮮魚のヨーロッパへの売上販売はものすごく今増えています。それは重要な点です。一つ日本の方に申し上げられるのは、ITQ が資源の枯渇の解消やマーケットの問題解決と経営の合理化・強化に効果があるということです。将来は ITQ の方向だと、譲渡可能個別割り当て ITQ というのが管理制度として日本が現在直面する多くの問題を解決することにつながっていくと思っています。

○小松氏

まずとにかく日本は、科学的根拠に基づき透明性のある責任ある漁業の確立に努めなさい、それからヨーロッパの市場が高価格のフレッシュを求めていますと、そうするとそのような流通を実現するバリューチェーンにも対応して ITQ が効果的な手法ですということですね。こういう 2 つのメッセージだったと思います。どうもありがとうございました。

それでは、時間がちょうど皆さんから質問を受ける時期に来ましたので、質問を受けたいと思います。

○フロア

今日のテーマに直接関係ないのかもしれませんが、Hjartarson 氏に日本の商業捕鯨の再開について伺いたいのですが、今月から日本の商業捕鯨が再開されたということで、IWC を脱退したということですが、これについて IWC に加盟しているアイスランドの国とか政府の方はどのように見ておられるのでしょうか。アイスランドに捕鯨会社が 1 社あり、つい先日、5 年間の捕鯨のライセンスを得たというところですが、実質今年に関しましては日本の商業捕鯨の再開というところで、補助金が出ている日本には価格競争では勝てないところが一因となって商業捕鯨をいったんやめることもあるということ伺っています。日本の IWC 脱退について、戻るべきかどうか、何かお考えがあればお願いします。あと小松先生にも IWC 脱退についてもう少し詳しく伺いたいと思います。以上です。

○小松氏

ありがとうございました。これは当会の報告書にも盛り込まれ、当会と関係があります。提言 5 の国際関係の中で明確に触れていて、この委員会としては、アイスランドが IWC に再加盟した時のように商業捕鯨のモラトリウム（一時停止）と南極海の鯨類サンクチュアリーに異議申し立てをして、商業捕鯨モラトリウム他は受け入れないという条件付きで戻

りなさいという提言を明快にしています。私もこの前の6月3日に農水省と水産庁に高木委員長の同行者として訪問した折に、そのところ末松農林水産次官、長谷水産庁長官（当時）と山口次長（現水産庁長官）は、提言の該当部分を明快に読み上げ、かつ説明しています。Sveinnさんどうぞ。

○Hjartarson 氏

主に日本は、捕鯨についてノルウェー、アイスランドとのつながりを強化すべきだと思います。そして緊密に協力をするべきだと思います。私どもの捕鯨に関する見解を一緒に考えていきたいと思っています。アイスランドは、いったんIWCから脱退して、また再加盟しました。この組織は捕鯨を議論する一つのフォーラムです。だから、このフォーラムで取り上げるいろいろな問題と一緒に対応することは重要だと思います。アイスランドの捕鯨をしている会社は1つしかありませんが、この会社は幾つかの理由によって捕鯨を一時中止しています。それでも5年間の捕鯨のライセンス許可を今年取得しています。彼らのメッセージとしては、日本は捕鯨について補助金が出ているということで、日本と競合できないというのが彼らの意見です。最も重要な市場で、それができないという状況を懸念しています。これが答えです。

○小松氏

私からの答えは、冒頭申し上げたとおりですが、このような北太平洋の全資源量に対しても捕鯨業としても産業として成り立たない、かつ説明がつきにくい小さい捕獲枠で、200カイリ内だけの捕鯨に矮小化されている。ミンククジラだけではなく、イワシ鯨とニタリクジラだけでなく当然私だったら将来はナガスクジラの資源が回復しているので、それらを総合的に獲りに行く必要があります。それから南氷洋は海洋酸性化の進行の問題があり、オキアミの代謝も変わっているし、もっと海洋生態系とクジラ並びにえさ生物の関連の調査が南極海と北太平洋の両方で必要だと思います。胃の内容物を見れば、スケソウダラもサンマもスルメイカは食べていますし、サケも幼少期に食べていますので、私からは商業捕鯨（実際は日本の場合は補助金捕鯨）の形態はもう古い、時代の要請にこたえていないと思います。海洋生態系を漁業のため、地域社会と世界のために解明していくという「海洋生態系総合調査捕鯨」を新しい考えで堂々と世界に展開していく時代だと思います。そのためにはICRW条約に戻って対話も開始すべきで、そのときに商業捕鯨モラトリアムと南氷洋のサンクチュアリーの両方に異議申し立てをして、戻ってくればそれでOKです。一国の判断で加盟は自由にできるわけですから、戻ってきたのちに、いわゆる国際捕鯨取締条約第5条の商業捕鯨も可能になるわけですから、お分かりいただけましたでしょうか。

○フロア

ありがとうございます。

○フロア

素人の質問ですが、小松主査の資料で海面漁獲量の推移を見ていると随分減っています。これは漁獲量がこれだけ減ったということなののでしょうか、それとも消費が減ったから漁獲量が減ったのでしょうか、消費との関連でこれをご説明いただけたらと思います。先ほど三宅氏のほうから消費もだいぶ減っているというお話もありましたが、同じ程度に消費が減っているのでしょうか、それとも消費はこれほど減っていませんが、物によっては国際競争力がないから海外からの輸入で代替されているのでしょうか、その辺もし分かたら教えていただきたいです。

○小松氏

私が答えることもできますが、まず藤田さんから、その次に私が答えます。

○藤田氏

まず全部一緒の原因ではありません。小松主査もおっしゃいましたが、日本の漁獲量にはいろいろ歴史があり、海外の漁場に遠洋漁船が盛大に出て行っていた時代があります。これは外国の漁業が発展するにつれて日本の漁業が縮小してきたという部分と、あとマイワシやマサバは、海洋環境の影響を受けて資源がものすごく増えたり減ったりします。全体の数量だけで見ますと、遠洋漁業の撤退、あとマイワシ資源が減ってしまったと、こういうものの影響が相当量あります。これはどうしようもない部分と、あと海洋環境の変動に応じていかに上手に利用していくかという話だと思います。そのほかにも、魚種によっては、マイワシのような生産量ではありませんが、相当減っているものがあり、例えば沿岸域の底びき網で獲っているものにつきましては資源管理をしっかりしたほうが良かったのではないかと、ずっと調査研究が進めば陸域の開発行為による影響のようなものがあるのかどうかということだと思います。そういった意味で漁獲量が減っているのはさまざまな要因がありますが、今回の資源管理強化という意味でも、それぞれの魚種について、正直に資源調査・資源評価に応じて、今資源がどういう状況なのか、どういうことをすればいいのか、正面から向き合うということだと思います。それによって増やせるものはしっかり増やしていく、増やした上で利用していくということだと思っています。



○小松氏

漁業者が減ったから獲らなくなったという声がありますが、商売上の価値を持っていれば、必ず漁場に出て行くわけです。もう一つは、その漁場に出て行くのを、既存の方たちでできなければ制度を変えて出してやればよいということで、結局漁獲量が減っていることは、資源管理上のすべての問題を内包しているとまず捉えるべきだと思います。ただ、魚種別に見ると、今、藤田さんがおっしゃったように、海洋環境の変動がある部分、イワシとサバも全部はそうではないと思いますが、たくさん獲れていたときに勝手放題獲っていた不適切な漁獲をやめていれば、今の倍以上は資源が残っていた可能性もあったと思います。それから、イワシ、サバがいなくなった大体 2000 年ごろから最近 20 年は、沿岸性の底魚がずっと減っていています。これは資源管理のミスの部分が多いと思います。ただし、資源管理、私は 200 カイリの中で 665 万トン失ったと申しましたが、これは大変な量です。これが資源の管理をうまくしたところでどのくらい戻るか、半分か 3 分の 1 です。だが、3 分の 1 でも 200 万トン戻れば、水産業は相当元気になると私は思いますが、彼もおっしゃいましたが、漁業者も我々から見てもサケの遡上形態を見ていると、沿岸域の海洋生態系を随分壊しています。それから、河川の生態系も壊していて水栄養が入ってこない、瀬戸内などは半分以上コンクリートです。そのようなところで藻場干潟を全部壊していますので、壊しながら遠洋漁業が栄えた東京湾も、25 万トンぐらいあったのが今 1 万 2,000 トンしかありません。これは 9 割埋め立てているからその部分が多いので、これは漁業管理の失敗だけではなく、海洋生態系の生産力を失っているところが多いと思います。だから、それをこれから両方見ていくと。ただし、海洋生態系の問題は、壊したことに長期間の年数を要しています。したがって、これを回復させるのも長期間を必要とすると思います。ところが、ITQ の導入などにより資源管理の効果は、場合によっては 2~3 年で答えが出てくると思います。そちらをやりながら両方やるのがとても重要です。水産庁の藤田さんに言いたいのは、それこそスピード感を持って、ITQ の導入や漁業権の改革をやってほしいです。

それから、先ほど聞いて「国民共有の財産という解釈で行政をしていると、無視しているわけではない」とおっしゃいましたが、それを法に書くか書かないかが大きいです。裁量行政はもう終わりにすべきで、明快にビジョンを外に出した上で国民に分かるようにすべきだと思います。松崎さんや三宅さんが言われたように国民から見れば水産庁の行政が何をやっているのか情報も出てこないとの不信につながります。情報と生産政策の方針を出した上で「こういう問題にもこのように取り組んでいくと明示すること」が必要ではないでしょうか。

次の方どうぞ。

○フロア

三宅氏も言われたとおり、日本の今の漁業は少し見えづらいと。小松主査が言われてい

たとおり、特に沿岸漁業はデータが少ないと触れられていましたが、その中で、今の政策の議論でどのように漁業者に対して情報の共有化というか、情報の提示を求めていくか、そういった議論は政策の中であるのでしょうか。

○藤田氏

今回の法律の中では、例えば許可を受けた方あるいは漁業権を受けた方からは、いろいろな意味で資源管理の状況、要するに生産の状況を報告していただくことにさせていただきます。だから、一つは、今すぐに出せないものを出せと言ってもしょうがないので、しっかり今どういう情報があるのかを出していただく、あるいはそういう時代の流れであるから、ICTなどがどんどん発達してくると、紙にいちいち書いて報告するという時代ではだんだんなくなるので、そういったものをうまく活用して、労力を一生懸命かけるということではなく、もっと別の形でスピーディにそれこそデータを吸い上げるというか集約できる、そういったものを同時並行的に目指していきます。その中でデータの精度を一生懸命上げていくということだと思っています。

○小松氏

ありがとうございました。沿岸・小規模漁業の漁獲データの不足問題は、わが国だけのデータの不提供の問題だけではなく、世界中の沿岸漁業データがないという大問題です。だから日本の沿岸漁業が率先していい科学的な評価に使用できるレベルのデータ提供を求めるアプローチをして、世界の沿岸漁業から漁獲データを取ることのモデルに是非なってもらいたいと思います。

○フロア

素朴な質問でいいということであるので、水産物は国民共有の財産と、私も素晴らしい考え方だと思いますが、ここでITQというのを見ると、漁業資源の固定されたシェアを特段の期限なく漁獲する権利なわけです。先ほどの説明で、2年に一度50%漁獲しないとITQの保有が続けられないという話がありましたが、裏返せば50%はリースできるわけです。リース料は高いということでしたから、これは利益が上がると。このITQを貸し付けることによって利益が上がる。また、こういった権利はもちろんトランスファラブルであるから売買できるわけです。そうすると、これはもはや事実上私有財産ではないかと思えます。ということは、国民の共有財産を売り買いすると、貸し付けてその権利で利益を得ると、そこは率直に申し上げて大いに矛盾するのではないかと思います。コーディネーターかもしれませんが、小松主査に伺います。

○小松氏

Sveinnさんが少し答えて、それから私が答えます。ITQはオーナーによる私物化につな

がっていると、アイスランドでも国民共有の財産ですから、これをどのように解釈しますか。

○Hjartarson 氏

確かに矛盾があり、軋轢はあります。アイスランドで多くの人が言っているのは、ITQ というクォーターは私有財産ではないかと、国がクォーターを所有していますが、最終的にはそのクォーターを使っている企業、クォーターを使って事業を行っている会社、そしてトータルの 50%を年間リースする場合、それは私有財産ではないかという議論は確かにアイスランドでも現実問題としてあります。ただ、私の基調講演の中でご説明しましたが、法律で決めた資源利用税を導入することによって、国が水産業に対して枠の利用を認めたことの見返りとして資源利用税という税目を用意して国が税収を得るという形にしたのです。答えになっているでしょうか。

○小松氏

石油産業や石炭もそうであるし、水もそうであるし、同じ問題を抱えるのだらうと思います。これは基本的に大問題で、特に巨大企業が私物化して枠を蓄積してしまっていて、小さい漁業者が枠を自分で保有できなくて、これはアメリカの例ですが、売上の 70%、60%のお金を払って漁業操業を続けるという問題があります。それから、第 1 世代と第 2 世代の問題です。第 1 世代は、1980 年ぐらいに枠を大体ただもらっていて、今 30 年たっているから、第 2 世代はこの方たちから大枚を払って買うか借りるかしないかと駄目です。それと、田舎のほうはどうしても力がないから、地方の疲弊ということがあり、フロアの方がおっしゃるとおりで、その一つの解決方法が資源利用税（リソースレント）です。ノルウェーでもそれは推進したいと思っています。きちんと所得税、法人税以外で払って、国民共有の財産を私企業と漁業者（プライベートカンパニー）が使わせてもらっているのだから、石油産業と同じように国民共有の財産を使わせてもらっている対価を支払っているとの説明ができる必要があります。

それから、もう一つ、我々はここが大問題だから第 2 次水産業改革委員会でも議論したのですが、所有権は認めず、使用权にあくまで限定して、誰かが ITQ を持ってもやめる場合は、そのグループに置いて帰るとか、それから使用权の権限の年限を切るとか、そういったことです。そのほかは地域全体に与えるオプションも提示しました。漁業者や加工業者、一般の人たちも入ったそういうものに ITQ を与えることなどを今後我が国で ITQ の検討のたたき台にして、このリソースレントの課徴も含めて、日経調の提言では、日本からむしろ将来展望のある ITQ を提言したらどうでしょうかとアピールしています。ところで、IQ は、譲渡もできず、操業上の利用の利便性としては硬直的ですが、ITQ で経営組織の合理化も果たすことができます。ITQ は原則として使っていったほうがいだろうと提言しています。フロアの方のご指摘のとおり問題と今後の課題がありますが、その ITQ メ

リットを生かしながらご指摘の問題や矛盾を解決するような方策を、せっかくだから日本から出していききたいということです。

○フロア

どうもありがとうございました。問題提起をさせてもらって、ぜひコミュニティーの重要性を念頭に置いて、さらに議論を深めていただければと思います。

○小松氏

ありがとうございました。それでは、もう終わりですが、あと1名どうぞ。

○フロア

質問ではありませんが、日本の漁業・水産業の未来、それから漁業・水産業の成長と活力を取り戻すためにという、これ漁業・水産業がもっともっと成長して活力を取り戻したら、海の魚はどうなるのでしょうか。手短に申しますと、自分は中学校を出て船に乗って、カツオを獲る漁に行きました。餌のイワシを見たときに、あしたになったら命がなくなるのはかわいそうだと思います。漁師をやっていくうちに、そのようなことは忘れてしまいました。今は魚が人間を、人類をかわいそうに思うと思います。それくらい魚はいなくなりました。海は、自分が知っている海、魚が生きていける海はなくなってきています。恐らくそのことは、自分のように1970年以降海を見ている人間にはわかってもらえると思います。そういう海で、自分が思うのは、確かに自分ら人間も生きていけないといけません、そのためには魚も食べていかなければいけません。しかし、食べられる魚だけではないと思います。生き物、そのことを今人間は考えなければいけないときに来ていると自分は思います。長い話になるのでもう終わりにします。

○小松氏

どうも、根本的な見方に関するご見解をありがとうございました。これで終わりたいと思います。ご清聴どうもありがとうございました。(拍手)

○木曾

小松様、そしてパネリストの皆様、活発なご発言をどうもありがとうございました。また、本日聴講に来ていただいた皆様には、日本の漁業・水産業の成長と活力を取り戻すには依然として課題が多いこと、そして、その課題をどう克服していけばいいのかについて多少のヒントを見つけていただいた、あるいは考えるきっかけとしていただけたのではないかと思います。議論はまだ尽きないと思いますが、予定の時間を過ぎましたので、ここで本日のシンポジウムは終了させてもらいたいと思います。本日のシンポジウムの基調講演、パネルディスカッションにご登壇いただきました高木様、小松様、Hjartarson様、泉

澤様、藤田様、松崎様、三宅様、貴重なご意見をどうもありがとうございました。皆様、ご登壇の方々にいま一度大きな拍手をお願いいたします。(拍手) また、ご多用のところ本日ご参集いただいた皆様にも、主催者の日経調を代表して、心より御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。引き続き当協議会を応援いただければと思います。

最後に、お手元に同時通訳レシーバーをお持ちの方は、恐縮ですが、お帰りの際、受付のほうにお返してください。併せて、運営の仕方も含めてアンケートのご記入もお願いします。どうもありがとうございました。(拍手)

文責 小松正之 (一社) 日本経済調査協議会